

# 山梨県公報

第千三百八十八号

平成十五年

六月五日

木曜日

## 目次

道路の区域変更	三三九
道路の供用開始(二件)	三四九
使用料の徴収事務の委託(二件)	三四九
公告	三五〇
土地改良区役員の退任及び就任	三五〇
公安委員会	三五〇
一般競争入札について(二件)	三五三
遊技機の型式の検定	三五三

## 告示

### 山梨県告示第三百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年六月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天女山公園線
- 三 道路の区域

区間	旧別の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北巨摩郡大泉村大字西井出字石堂八二四〇番の一地区	旧	七・五 一三・〇	四四・五

新 八・〇  
四一・五  
一六四・五

### 山梨県告示第三百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年六月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	中道塩山線	東八代郡境川村大字石橋字佃七 一番の一地先から 東八代郡境川村大字石橋字佃六 八九番地まで	八〇・〇	平成十五年 六月十四日

### 山梨県告示第三百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年六月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府市川大門線	甲府市高畑三丁目官有無番地先 から 甲府市国母五丁目一四五番の 五地先まで	一六〇三・〇	平成十五年 六月十六日

### 山梨県告示第三百二十一号



同	和田 正勝	同	藤崎七一一番地	同
同	小宮山茂夫	同	猿橋一五六三番地	同
同	加藤 宗光	同	一五七番地	同
同	梶本 清吉	同	藤崎三六一番地	同
同	梶本 好雄	同	五七四番地	同
同	小林 肇	同	九四五番地	同
監事	藤本 博明	同	四一四番地	同
同	藤本 林正	同	五二二番地	同
同	藤本 義和	同	三九六番地	同

## 公安委員会

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月五日

山梨県警察本部長 金山 泰 介

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量  
運転免許管理システム 一式
- 2 借入物品等の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間  
平成十五年十二月一日から平成二十年十一月三十日まで
- 4 借入場所  
山梨県警察本部長が指定する場所

### 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

### 三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇〇二〇五 山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五 二八五 〇五三三
- 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所  
平成十五年七月三十一日午後一時三十分 山梨県警察本部交通部運転免許課二階 第四教場
- 4 郵送による入札書の受領期限  
平成十五年七月三十日正午
- 5 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 6 落札者の決定方法  
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低

価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金  
免除
- 3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十五年六月十七日から同年七月十七日までの間（休日を除く。）の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否  
要

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured  
Computer Systems for Driving License Administration System
- 2 Date and time for tender  
1: 30PM July 31, 2003
- 3 Bureau in charge  
License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police  
Headquarters 1828 Yagoshima Minami-Alps-shi Yamanashi-ken 400-0205 Japan  
TEL 055-286-0533

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月五日

一 一般競争入札に付する事項

山梨県警察本部長 金 山 泰 介

- 1 借入物品等の名称及び数量  
小型運転免許証作成機等 一式
- 2 借入物品等の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間  
平成十五年十月一日から平成二十年九月三十日まで
- 4 借入場所  
山梨県警察本部長が指定する場所
- 5 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇〇二〇五 山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五 二八五 〇五三三
- 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所  
平成十五年七月十五日午後一時三十分 山梨県警察本部交通部運転免許課二階第四教場

- 4 郵送による入札書の受領期限  
平成十五年七月十四日正午
  - 5 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - 6 落札者の決定方法  
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金  
免除
  - 3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 入札者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十五年六月六日から同年六月三十日までの間（休日を除く。）の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
  - 5 契約書作成の要否  
要
  - 6 その他  
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured  
Computer Systems for Driving License Making System
  - 2 Date and time for tender  
1:30PM July 15, 2003

3 Bureau in charge  
License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police  
Headquarters 1828 Yagoshima Minami-Alps-shi Yamanashi-ken 400-0205 Japan  
TEL 055-285-0533

● 遊技機の型式の検定  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年六月四日までとする。

平成十五年六月五日

山梨県公安委員会  
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型 式 の 概 要			検定番号
	遊技機の種類及び区分	型式名	製造又は輸入業者名	
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	ハイスクル奇面組G	マルホン工業株式会社	三〇〇二六九
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CR恋姫	株式会社高尾	三〇〇一三七

株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R 恋姫 W Z	株式会社 高尾	三〇〇〇九四
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R アツ ポ X	株式会社 高尾	三〇〇二四五
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R アツ ポ W	株式会社 高尾	三〇〇二〇六
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R アツ ポ Y	株式会社 高尾	三〇〇二九七
太陽電子株式会社 代表取締役 石田正八 愛知県名古屋市中区長先町九 二番地	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	シヨリ 3 0	太陽電子 株式会社	三四〇一九三
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	C R 雀皇 R	タイヨー エレクトク 株式会社	三〇〇二〇五
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R 雀皇 L	タイヨー エレクトク 株式会社	三〇〇三三二
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R 雀皇 M	タイヨー エレクトク 株式会社	三〇〇二五五
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R 雀皇 S	タイヨー エレクトク 株式会社	三〇〇二八〇
株式会社弁慶 代表取締役 西川忠男 島根県松江市菅田町一九番地 一	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ベガ	株式会社 弁慶	三四〇一〇二
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ヤジキタ ドウチユ ウキ2	株式会社 ミズホ	三四〇二三三
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	C R 新選 組	株式会社 ミズホ	三〇〇二八三

株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	株式会社ニユーギン 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ（別表 第二） 第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ（別表 第二） 第一種特別電 動役物	CR猛烈 牙王MA 7 ニユーギ ン	株式会社 ニユーギ ン	三〇〇三二六
回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	オートマ ティック 株式会社	株式会社 ベルコ株 式会社	三四〇三三四			

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番